

さ情審査答申第236号
令和5年4月27日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

令和4年10月24日付けで貴職から受けた、「令和2年3月27日付さいたま市教育委員会からの文書中の「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載（以下「本件対象個人情報」という。）について訂正を求めます。保護者はこのような意向を説明していません。事実と異なるため訂正を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年1月21日付け教学教人第3281号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

2 審査請求の理由

（省略）

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分内容及び理由

令和3年12月27日付けで、審査請求人より、令和2年3月27日付さいたま市教育委員会からの文書「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」との記載について、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、「令和2年3月27日付 審査請求人代理人宛回答文書」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、教育委員会としては、「アンケートを実施しなくてよい」という保護者の意向を確認したとの認識であったため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は「アンケートによる再調査は実施しなくてよいという意向を示していない。教育委員会のアンケートは実施しなくてよいという保護者の意向を確認したという記載は事実と異なっている」と主張している。

教職員人事課では、上記(1)で述べたとおり、「令和2年3月27日付審査請求人代理人宛回答文書」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、「アンケートを実施しなくてよい。審査請求人にとってマイナスになることはやりたくない」という保護者の意向を確認したという認識であるため、当該個人情報を訂正しなかった。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、実施機関が作成した「審査請求人代理人宛回答文書の、4頁2～3行目記載の「審査請求人の保護者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」の部分である。

実施機関は、アンケートを実施しなくてよいという保護者の意向を確認したという認識であるため、本件対象個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、保護者はアンケートを実施しなくてよいという意向を説明しておらず、結論が出ないまま会議は終了となったため、本件対象個人情報は事実と異なる、として本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

2 本件処分の当否について

(1) 条例の規定について

条例第24条第1項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録

された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判定が可能な事項をいい、評価、判断等の主観的に判断される事項については、訂正の請求はできない、と解されている。

- (2) 審査請求人は、審査請求の理由中で、父親は、その会議で何回も「お父さんアンケートはどうしますか。」と聞かれたが、当初の説明と話が違うことに戸惑い、その場で結論を出せる状況ではなく、そうこうしているうちに結論が出ないまま会議が終了になった旨述べ、また、反論書で、アンケートなど実施したい親などいるはずもなく、アンケートは実施したくない、ただ、事実が認められないのであれば、実施する必要があるのではないかということはこの会議内で保護者は発言し、結論を出せない状態であると、職員が会議を終了させた、と述べている。

他方、実施機関は、「アンケートを実施しなくてよい。審査請求人にとってマイナスになることはやりたくない」という保護者の意向を確認したという認識であると弁明している。

- (3) 以上のことから明らかなように、審査請求人が訂正を求める個人情報、実施機関が審査請求人の保護者からそのような内容の説明を受けたと判断、認識したというものであり、審査請求人は、そのような内容の説明はしていない、事実と齟齬していると認識しているというものである。

すなわち、本件対象個人情報である審査請求人の保護者と実施機関の会議内容、結果に関する認識が、双方で異なっているということである。本件対象個人情報は主観的に評価、判断された事項であり、客観的に正誤の判定が可能な事項ではないということである。

よって、本件対象個人情報は条例第24条第1項に規定する「事実」に該当しないので、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

- (4) 審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年10月24日	諮問の受理（諮問第577号）
②	令和 5年 1月19日	審議
③	令和 5年 2月16日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 3月16日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和 5年 4月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)